

彩菜の丘いこま上町農園利用規約契約書

第1条【目的と名称】

この規約は、農園利用者の方々が協力し合い、貸与された耕作地及び、農園の保存を図り、健康的でゆとりのある豊かな生活を考える場として、地域の活性化や農業資源の活性化を目的として営利されるものです。また、この農園を彩菜の丘いこま上町農園(以下彩菜の丘)と称します。なお、当規約の農園の利用者とは、農園の利用契約をし、会員登録された者、及びその会員と同伴し農園を利用する者を言います。

第2条【利用者の資格】

彩菜の丘の利用者は、次の条件を満たす者とする。

- 1.他の者利用者、運営者と友好的に交流をもてるもの。
- 2.充実した農園スタイルを目指す意志のある者。
- 3.彩菜の丘の利用規約等を遵守できる者。

第3条【利用者の否認】

彩菜の丘は以下のいずれかの項目に該当する場合入会を承認しない場合がある。

- 1.入会申し込み者が実在しない場合。
- 2.入会申し込み者が規約違反等の理由により、利用を停止されていた場合。
- 3.入会申し込み者が過去に規約違反等の理由により、利用を停止されていた場合。
- 4.入会申し込み者が既に会員の場合。
- 5.入会申し込みの際、利用料の支払いを怠っている場合。
- 6.入会申し込みの際、申し込み内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合。
- 7.入会申し込み者が未成年者、非保佐人、非後見人のいずれかであり、入会申し込みの際法定代理人または保佐人の同意を得ていなかった場合。
- 8.入会申し込み者を会員とすることを不適当と判断した場合。

第4条【利用者の申し込み】

利用希望者は、会員登録のため、所定の書類に必要事項を記入の上申し込むものとする。

- 1.申し込みは所定の申し込み用紙に、記載事項を書き込み提出して下さい。
- 2.利用希望者は、2区画まで申し込むことが出来るものとします。(団体でご利用の場合は相談により複数申し込みができるものとします。)
- 3.特定の区画の指定は出来ないものとします。
- 4.申し込み1つにつき、身分証明書のコピーまたは住民票の提出をして下さい。

第5条【利用者の選考】

彩菜の丘運営者による審査により利用者を決定するものとします。

第6条【利用の契約】

- 1.区画利用決定者は彩菜の丘運営者から当選通知があった日から6営業日以内に指定の銀行口座に入金を行うものとします。期限期日内に入金が確認できない場合は、決定が無効となります。
- 2.入金が確認できた時点で彩菜の丘の賃貸契約を締結成立するものとし、彩菜の丘の会員に登録されます。また、手続き終了後、速やかに決定区画の確認をしてください。
- 3.契約期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とします。※平成22年度に限り、月契約となります。
- 4.契約満了の3ヶ月以前に更新の申し出があった場合、契約日に属する年度より、起算して最長2年まで更新することが可能とします。
- 5.会員登録をした利用者(以下会員と称す)は、貸与された耕作地を第三者に転貸することは出来ません。
- 6.会員は貸与された耕作地に建造物の構築、及び菜園以外の利用は出来ません。
- 7.会員は契約締結後、彩菜の丘内の施設を改修することは出来ません。
- 8.解約または会員資格を喪失した場合は直ちに利用を中止することとします。この場合、年度内においても、利用料金の返金はありません。
- 9.会員証の発行は、代表者用と登録者用の会員証を発行します。会員が彩菜の丘を利用する場合は、会員証を常に携帯し、常駐指導スタッフから要望があれば提示しなければなりません。彩菜の丘の利用は、原則として、会員証を有するものとします。また、会員証は第三者への貸与は出来ません。会員は、会員でなくなった場合は会員証を返却しなければなりません。

第7条【支払い方法】

会費は、年額一括前払いとし、彩菜の丘指定の銀行口座に振り込むものとします。また、金融機関の振り込み控えにて領収の代わりとします。

第8条【彩菜の丘の利用と環境保全】

- 1.彩菜の丘に置ける作物の栽培は、原則として自家消費のものとする。
- 2.利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなくてはならない。
- 3.他区画に迷惑をかける状況とならないように努めなければならない。

第9条【彩菜の丘の管理】

- 1.会員は、原則として有機栽培及び、無農薬栽培を理解し実施することとします。
- 2.大麻などの公序良俗に反する作物、その他、他の会員や近隣施設に迷惑を及ぼす可能性のある作物は禁止します。
- 3.木や果樹、背の高くなる作物を栽培することは出来ません。
- 4.小さいお子さんはくれぐれも他の区画に入らないように注意して下さい。また、犬や小動物等は彩菜の丘敷地内に入れることは出来ません。
- 5.彩菜の丘は会員が行う行為については、いつさいの責任を負いません。(会員が責任を負わなければなりません。)
- 6.農機具等を持ち込む場合は、必ず常駐指導スタッフに許可をもらい、指示どおりに使用することとします。
- 7.契約期間が終了した時点において残存物がある場合、会員の責任において処分し、常駐指導スタッフの確認を受けなければならない。
- 8.契約期間が終了した時点において利用開始と同じ状態にしなければならない。

第10条【契約の解除】

会員が契約締結後において良好な管理を行わない場合、契約を一方的に解除できるものとします。また、利用料金は返還いたしません。

第11条【契約の解約】

- 1.会員が第6条の条件に違反したときは、彩菜の丘は、契約を解約することが出来る。
- 2.会員は解約の申し出を予め3ヶ月前に行うことにより、解約することが出来る。また、更新の申し込みが無い場合は、契約期間満了日で解約するものとする。
- 3.会費を半年間支払わなかった場合、会員が死亡した場合、彩菜の丘が解散した場合も解約することとなります。
- 4.解約後は会員としてのいっさいの権利を失います。
- 5.解約後、会員は彩菜の丘が指定する期日までに栽培物や資材をすべて取り除き、利用開始と同じ状態にしなければならない。
- 6.既に受領した会費、その他の債務の払い戻しはいっさい行いません。

第12条【会員の資格喪失】

- 1.他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは、肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為があつた場合。
- 2.彩菜の丘、他の会員、もしくはや第三者を誹謗中傷し、または他の名誉もしくは信用を毀損する行為。農園の利益に反する行為を行つた場合。
- 3.彩菜の丘の施設を故意、または重大な過失により毀損した場合。
- 4.彩菜の丘が認めない会員相互の団体等をつくり、もしくはその行為を会員及び利用者に働きかけた場合。
- 5.契約に際し、虚偽の申告、または記載等があつた場合。
- 6.犯罪があつた場合。

第13条【利用制限、サービス提供の中止】

次に該当する場合、本サービス及び諸施設の全部、または一部の閉鎖、若しくは休業することができるものとします。

- 1.気象災害、その他外因的事由により災害が生じるおそれがある場合。
- 2.施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。
- 3.その他、重大な事由によりやむを得ない場合。

第14条【免責】

彩菜の丘の運営に支障がないように努めますが、台風・地震などの自然災害に起因する事故及び動物被害や盗難による損害については責任を負いません。また栽培の成果・収穫は各自の責任とします。

第15条【損傷】

- 1.会員が自らの責に帰する事由により、施設、他の区画、貸与品等、彩菜の丘所有物を損傷させた場合、会員の責任において直ちに、当該損傷箇所を修復するための必要費用を支払うものとします。
- 2.利用中の不慮の事故及び損害、会員同士のトラブルについて、彩菜の丘は責任をいっさい負わないものとする。

第16条【個人情報保護方針】

- 1.個人情報保護に関する法令および以下に定める基本方針に従い、個人情報保護の適切な保護に努めます。
- 2.個人情報の取り扱いに関し、業務に携わるすべての者が遵守すべき内部規程を定め、周知徹底します。
- 3.個人情報の取り扱いに関する責任者を設置するとともに、担当者その他の関係者に対し、教育啓発活動を行います。
- 4.個人情報を第三者に提供いたしません。
- 5.個人情報に関する業務を社外に委託いたしません。
- 6.個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等について予防等の合理的な安全対策を講じ、継続的な改善に努めます。
- 7.但し例外的に、生命、身体の保護のために必要があると彩菜の丘が判断した場合、法的根拠に基づいて請求された場合は、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することができます。

第17条【補則】

この規約に定めない事項については、彩菜の丘管理者と会員の間での協議で解決するものとする。

附則 この規約は、平成22年9月1日より実施します。

契約書

平成 年 月 日

第1条【目的】

この契約書は、彩菜の丘 いこま上町農園(以下甲と称す)が開設する農園の規約に、_____ (以下乙と称す) が同意するものである。

第2条【対象農地等】

本契約の対象となる農地等は次のとおりとする。

会員番号 No. _____

所 在	奈良県生駒市上町4727		サービス内容			
区 画	第	区 画 番 号	第	番 号	面 積	15 m ² · 30 m ²

甲 住 所 〒630-0131 奈良県生駒市上町4727

乙 住 所 _____

氏 名 株式会社 彩菜の丘 いこま上町農園

氏 名 _____ 印 _____

会員番号 No. _____

平成 年 月 日

甲 住 所 〒630-0131 奈良県生駒市上町4727

乙 住 所 _____

氏 名 株式会社 彩菜の丘 いこま上町農園

氏 名 _____ 印 _____

サービス内容	区 画	第	区 画 番 号	第	番 号	面 積	15 m ² · 30 m ²
--------	-----	---	---------	---	-----	-----	---------------------------------------